

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市電気自動車等購入費
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	持続可能な社会形成の促進に向け、化石燃料の使用料削減及び二酸化炭素の排出量の削減を図るため、自然環境の負荷を低減する車両を購入する者に対して補助金を交付する。
補助事業者	レンタカー事業に使用する目的で電気自動車等を新規に購入する事業者
補助対象経費	新規登録する電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の本体購入費用
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	車種によって変動する定額補助
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	国:一充電走行距離(km)×1千円と同額を補助
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	平成33年度までに電気自動車等を市内に200台導入
	○目標に対する費用対効果(計算式)
	算出不可
※数値目標の設定検証	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 佐渡市地域新エネルギー導入促進計画に基づき、電気自動車等を計画的に導入し、環境負荷の低減を図る。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ及び募集案内による
事業担当 (担当部署)	環境対策課 環境エネルギー係
(電話番号)	0259-63-3113